

令和 7 年度 第 2 回中央区協議会
(代表会)

会議資料①

地域分科会からの報告事項

(1) 中地域分科会【区振興課】

P. 1

令和 7 年 7 月 10 日開催

中央区協議会
(代表会)

中地域分科会における意見・要望等（令和7年7月）

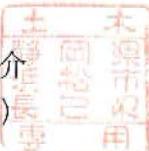
件名	三方原地区コミュニティ協議会からの要望に対する回答について（ラウンドアバウトの導入）	開催月	令和7年6月
内容	<p>(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三方原地区は、朝夕の通勤車両や大型物流車両の増加による慢性的な交通渋滞を避けようとして生活道路への車両流入等により、通学児童・生徒は大変危険な状況が続き、地区内住民の生活に大きな不安と支障をきたしている。 ・一方、静岡県の厳しい財政状況により、交通事故多発交差点においての信号機の設置も非常に困難な状況にある。 <p>(要望内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全性、円滑性、環境性、経済性に優れ、災害時での機能性を併せ持ち、生活道路交差点での課題解決が見込まれる「小型ラウンドアバウト」を本地区内に導入するよう要望する。 <p>※要望区域については別紙のとおり。</p>		
所管課	道路企画課		
回答 (方針等)	<ul style="list-style-type: none"> ・三方原地区は、企業の立地や住宅が増加している地域であり、通過車両が幹線道路の渋滞を避け、生活道路への進入を想定していると共に、地域の方からも交通量が増えてきているというご意見をいただいている。こうしたなか交通事故の発生状況は、特に交差点における出会い頭の事故が多発している状況である。 ・これまででも、交差点箇所の交通事故対策を行ってきたが、当地区の現状から更なる対策が必要であると認識している。 ・ご要望いただいたラウンドアバウトは、通常の交差点に比べて車同士が交錯するポイントを減らすことができるため、出会い頭事故の削減に寄与するものと考えており、交差点への進入速度や通過速度が抑えられるため、重大事故の防止効果が期待できると共に、災害時には交差点機能の確保などにも効果があると認識している。 ・また、小型ラウンドアバウトは、従来よりも外径が小さく、いわゆる生活道路への導入が期待できる。 ・本市としても、交通事故削減に向けて、三方原地区内での小型ラウンドアバウトの設置を検討しているところであり、今後、関係する自治会及び地権者等と話を進め、実現に向けて取り組んでいく。 		



浜土道企交第7号
令和7年6月9日

浜松市中央区協議会（中地域分科会）
会長 鈴木 義明 様

浜松市長 中野 祐介
(道路企画課)



三方原地区へのラウンドアバウト（小型）導入推進に関する要望について

（要望内容）

安全性、円滑性、環境性、経済性に優れ、災害時での機能性を併せ持ち、生活道路交差点での課題解決が見込まれる「小型ラウンドアバウト」を本地区内に導入するよう要望する。

（回答）

三方原地区は、企業の立地や住宅が増加している地域であり、通過車両が幹線道路の渋滞を避け、生活道路への進入を想定していると共に、地域の方からも交通量が増えてきているというご意見をいただきしております。こうしたなか交通事故の発生状況は、特に交差点における出会い頭の事故が多発している状況であります。

これまででも、交差点箇所の交通事故対策を行ってまいりましたが、当地区の現状から更なる対策が必要であると認識しています。

ご要望いただきましたラウンドアバウトは、通常の交差点に比べて車同士が交錯するポイントを減らすことができるため、出会い頭事故の削減に寄与するものと考えております。交差点への進入速度や通過速度が抑えられるため、重大事故の防止効果が期待できると共に、災害時には交差点機能の確保などにも効果があると認識しています。

また、小型ラウンドアバウトは、従来よりも外径が小さく、いわゆる生活道路への導入が期待できます。

本市としましても、交通事故削減に向けて、三方原地区内での小型ラウンドアバウトの設置を検討しているところであり、今後、関係する自治会及び地権者等との調整を進め、実現に向けて取り組んでまいります。



令和7年4月21日

中央区協議会（中地域分科会）

会長 鈴木 義明 様

三方原地区コミュニティ協議会

会長 鈴木 登志郎

三方原地区へのラウンドアバウト（小型）導入推進について（要望）

三方原地区は、市街地近郊農業地帯として発展し、現在では、強固な地盤による安全性や東名高速道路・新東名高速道路・外環状線等交通の要衝へのアクセス性も良い高いポテンシャルを持った地区であることから、農業に加え、物流や輸送機器・関連企業が多く立地するなど本市の産業基盤の形成が進み、今後益々発展が見込まれています。さらに、人口減少社会にありながら、居住化も進み、地区内人口も大幅に増加してきています。

しかし、朝夕の通勤車両や大型物流車両の増加による慢性的な交通渋滞、これを避けようとして生活道路への車両流入等により、特に地区内交差点での交通事故は多発し、通学児童・生徒は大変危険な状況が続き、地区内住民の生活に大きな不安と支障をきたすなど憂慮する事態が続いている。一方、静岡県の厳しい財政状況により、交通事故多発交差点においての信号機の新規設置も非常な困難な状況にあり、残念ながら事態の打開には至っていません。

このような中、平成25年6月の道路交通法の改正により、平成29年9月から運用された「環状交差点」、いわゆる「ラウンドアバウト」が、これらの課題を解決するツールとして、そのニーズが高まってきています。加えて、令和5年10月の警察庁の通達において『信号機によらない「ラウンドアバウト」の導入を推進すること』が明記されました。

つきましては、安全性・円滑性・環境性・経済性・災害時での機能性を併せ持ち、生活道路の交差点での課題解決が見込まれ、設置可能な「小型ラウンドアバウト」を、本地区内に導入していただきますよう要望いたします。



三方原地域へのラウンドアバウト(小型)の導入について

令和 5 年 10 月 20 日付の警察庁規第 129 号、警察庁交通局交通規制課長名で、「持続可能な交通規制の推進に係る細目的事項について（通達）」を警視庁交通部長及び各道府県警察本部長を発出している。この通達の「1 交通実態に即した交通規制の実施における留意点及び着目点」中、「(8) 不要な信号機の撤去と信号機によらない環状交差点の導入」を掲げ、特に環状交差点の導入については「交通事故の減少や被害の軽減、交差点における待ち時間の減少、災害時の対応力の向上等を図るため、信号機によらない環状交差点の導入が適切と認められる場合には、当該環状交差点の導入を推進すること」としている。

資料作成：齋藤和志



- ➡ 日本の交通量の少ない平面交差部においては、無信号交差点については一時停止無視などによる出合頭事故の発生、また、信号交差点においては、信号無視や信号切替り時における交差点進入による出合頭事故の発生とともに、信号待ちによって無駄な遅れ時間が利用者に生じること、といった課題がある。従って、こうした安全上の問題を解決しつつ、利用者の利便性の観点から遅れ時間をできるだけ少なく抑えるような交差点の制御手法を実現することが必要また、災害時に伴う停電等でも安全に通行できる機能性が求められる。

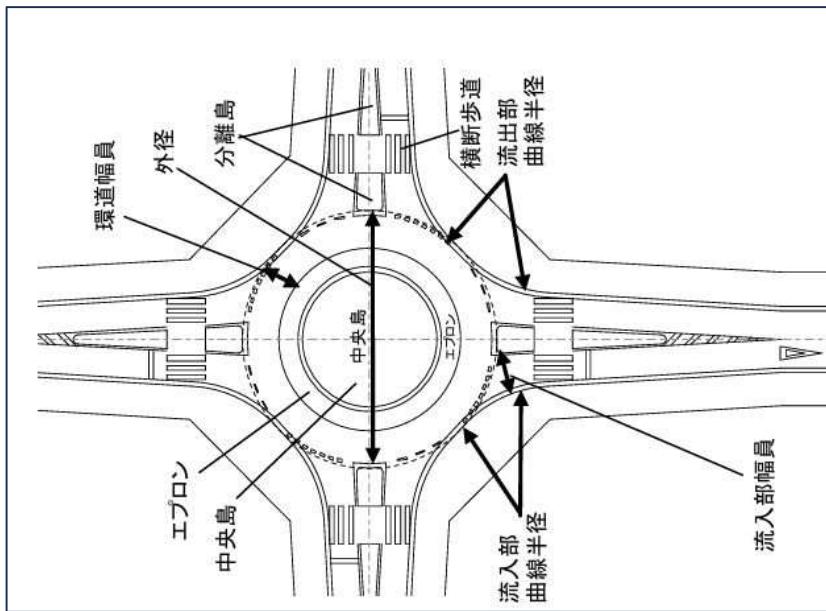
■ラウンドアバウトの定義

ラウンドアバウト(rouabout)とは、『環道交通流に優先権があり、かつ環道交通流(は信号機や一時停止などにより中止されない)、円形の平面交差部の一方通行制御方式』

■ラウンドアバウトの類型と特徴

(1) 標準ラウンドアバウト

- ・中央島が設けられ、流入入部、環道とも1車線のラウンドアバウトで、車両が中央島に物理的に乗り上げることができないものを指す。
- ・一般に外径は26~40m程度である。市街地、住宅地内、集落の入口の交差点や、郊外部でも比較的交通量が少なく、規制速度の高い道路相互の接続する交差点や、高速道路のランプと一般道路との接続部などで適用。
- ・回転半径の大きな車両が環道幅員の範囲で走行できない場合に、中央島の外周部に乗り上げ可能な段差(エプロン)部を設けることで、通常の普通車などは環道を走行するが、一部の大型車両はエプロン部に乗り上げることで走行可能

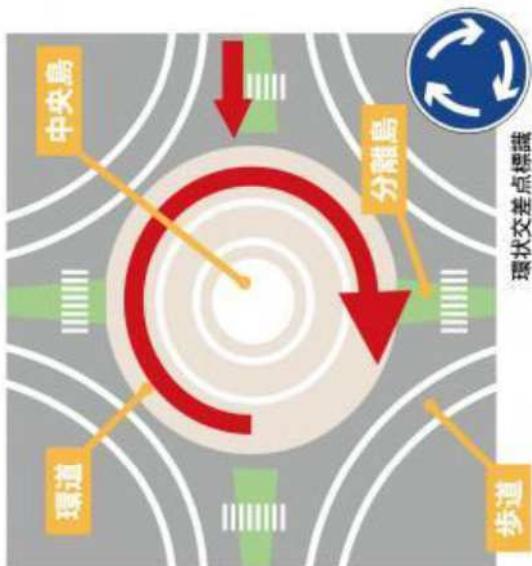




- (2) 小型ラウンドアバウト(ミニラウンドアバウト)
・ミニラウンドアバウトとは、外径が13~22m程度の小規模なラウンドアバウトであり、細街路等が交差する
交差点において、速度抑制を促しつつ安全に制御することを目的として適用されるもの。
・中央島にはわずかな段差を設けるのみとし、大型車が右折する場合には完全に中央島へ乗り上げて通常の右折
の走行軌跡で走行することを認めること。

- (3) ラウンドアバウト導入状況(全国 R6.3末現在)※
・全国で161個所(静岡県内では9個所/焼津市2・浜松市旧浜北区1・菊川市1・富士宮市1・静岡市清水区1・浜松市旧
東区1・浜松市旧中区1・駿東郡小山町1)

ラウンドアバウト部分名称



ラウンドアバウト導入の効果

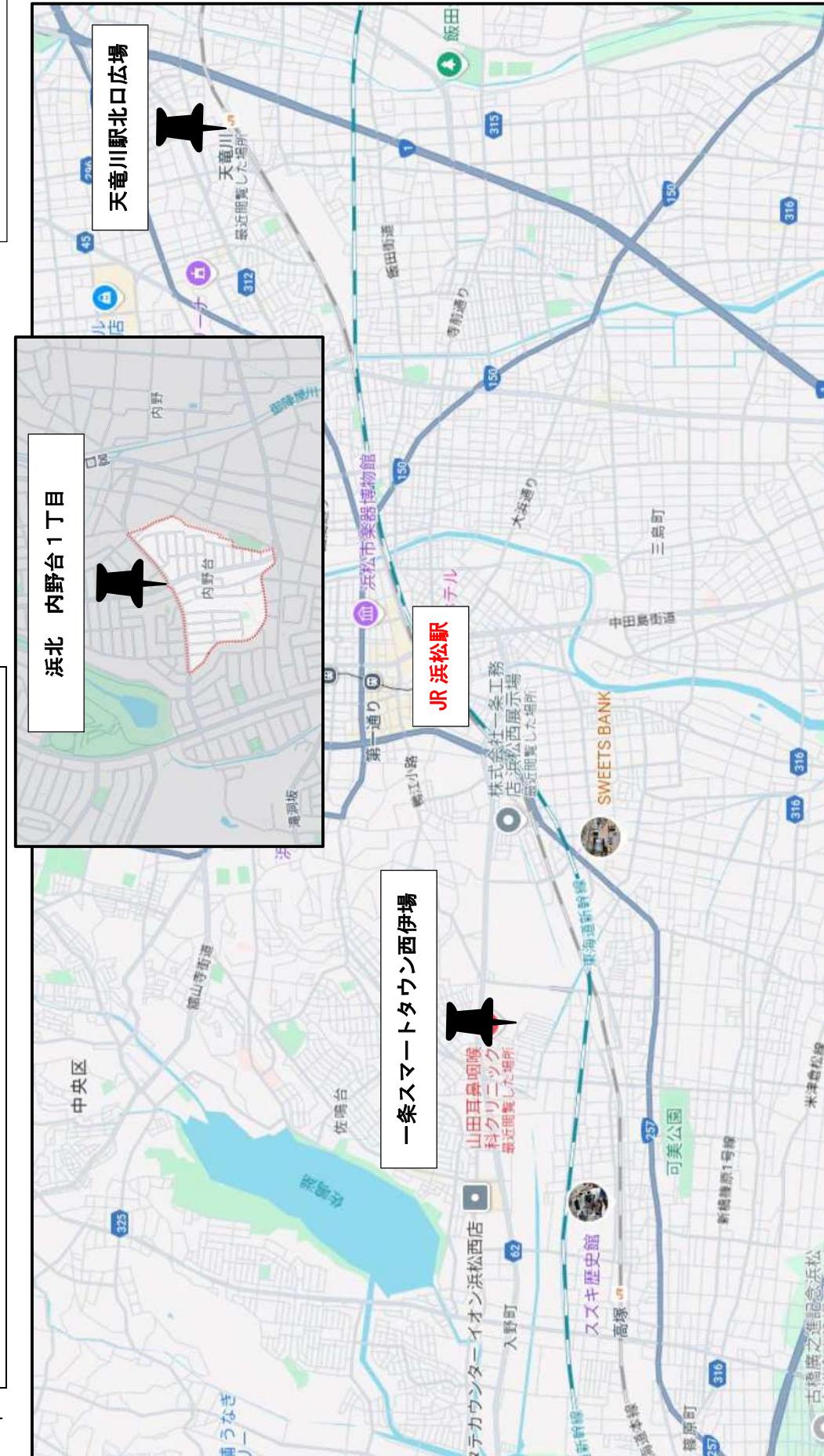






浜松市内にあるラウンドアバウト位置図

資料作成：齋藤和志





一条スマートタウン西伊場

資料作成：齋藤和志





天竜川駅北口広場

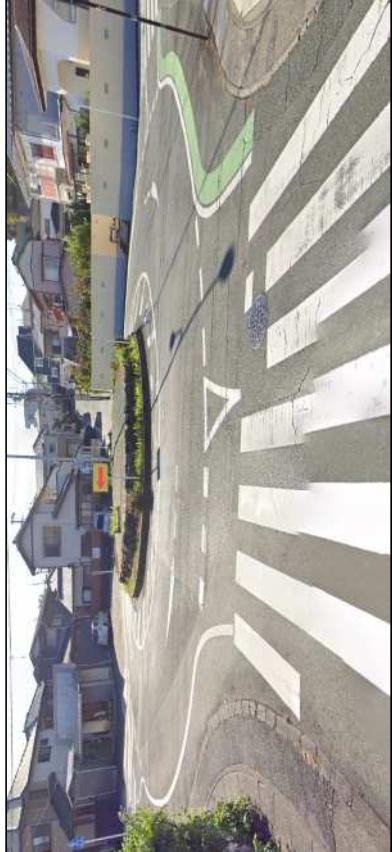
資料作成：齋藤和志





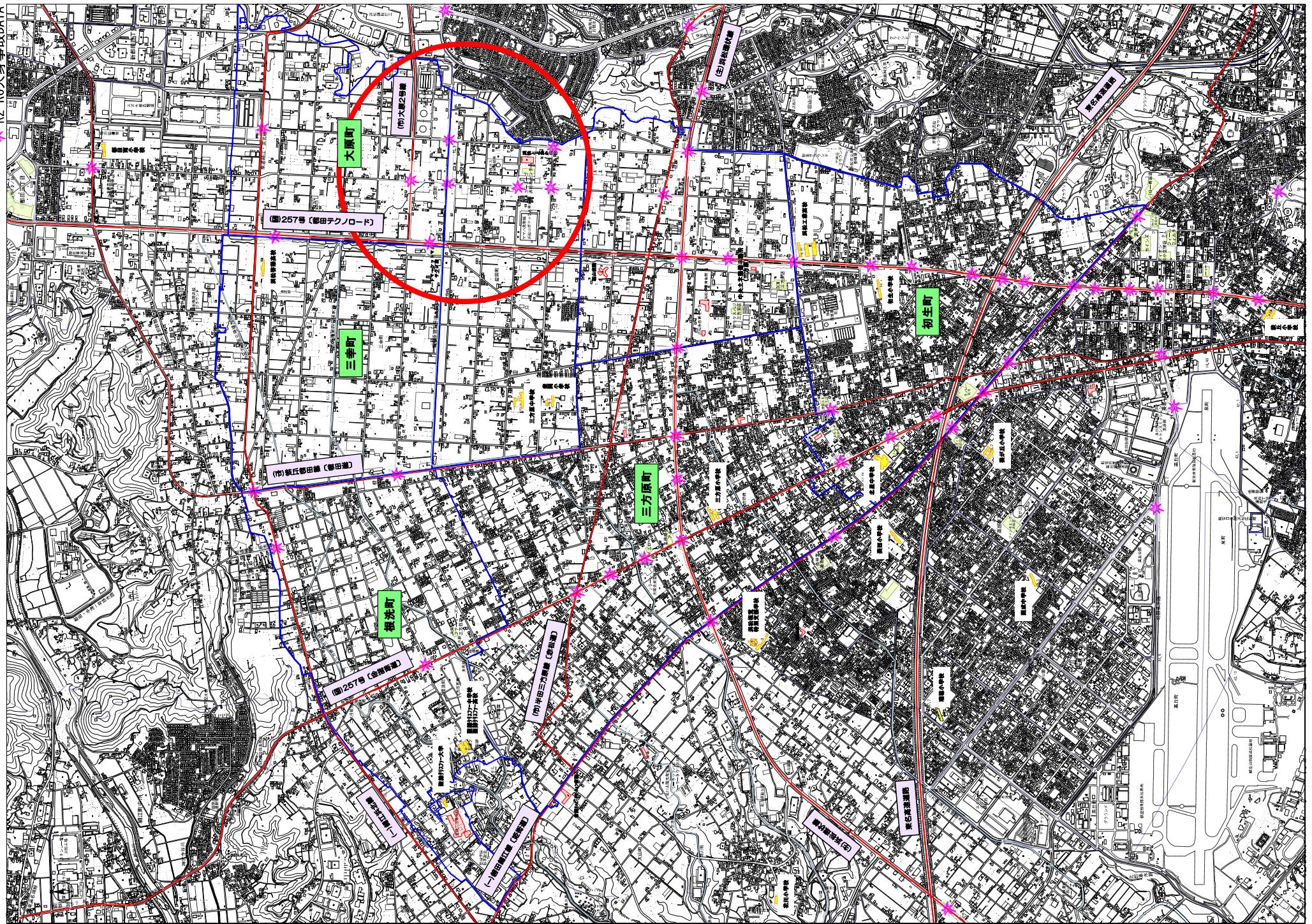
浜北内野台1丁目

資料作成：齋藤和志





* R2-R6人身事故DATA



中地域分科会における意見・要望等（令和7年7月）

件名	三方原地区コミュニティ協議会からの要望に対する回答について（三方原防風林の活用）	開催月	令和7年6月
内容	<p>(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜松市所有の三方原防風林は松枯れにより多くが伐採され、令和6年11月に用途廃止となった。 ・近年の異常気象により、農業用幹線排水路からの越水による浸水被害が拡大し、地域住民の生活や企業活動、農業活動等に大きな支障を及ぼしている。 <p>(要望内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初生小学校に隣接する三方原防風林跡地（8号防風林）については、PFI等の官民連携手法等も含め災害対策応急仮設住宅用地、防災公園及びスポーツ広場用地等として早急に整備すること。 ・浜松工業高校前交差点（三方原町）から北方面約4.5km（三幸町付近）の三方原防風林（1号防風林及び6号防風林）を地区浸水対策の貯留施設、災害対策応急仮設住宅用地、防災公園、スポーツ広場用地等としての利活用を視野に入れ、PFI等の官民連携手法等も含め、基本構想及び基本計画等を策定し、整備すること。 <p>※要望箇所については別紙のとおり。</p>		
所管課	企画課		
回答 (方針等)	<ul style="list-style-type: none"> ・三方原防風林は、南北全長約5kmに渡り松等の木が植えられていた土地であり、沿線には小学校や高校、住宅などが建ち並び、これまで散歩道としても親しまれてきた。しかしながら、松くい虫の被害等による松枯れにより維持が難しく、多くを伐倒してきた。また、国から市へ防風林が譲与された1970年代とは周辺状況も大きく変化し、防風林としての役割を終えていることから、関東農政局と協議を進めてきた結果、2024（令和6）年11月に防風林の用途廃止が認められた。 ・市では跡地の利活用について、2023（令和5）年度に、初生町の地元自治会や学校関係者を中心に、跡地の利活用に関するワークショップを2回開催し、様々な意見を伺ってきた。2024（令和6）年度からは府内関係課で検討体制を設け、防風林に関する情報共有と利活用策の検討を始めている。防風林は場所により伐倒状況が異なっており、周辺環境も様々だが、三方原防風林跡地については、強固な地盤の三方原台地上であることや市域全体の位置関係に鑑みると、災害時の活用や公園、スポーツ広場としての利活用など、要望内容も踏まえ、検討を進めていく。 		



浜企企第 60 号
令和 7 年 6 月 18 日

浜松市中央区協議会（中地域分科会）
会長 鈴木 義明 様

浜松市長 中野 祐介
(企画課)



浜松市所有の三方原防風林の活用に関する要望について（回答）

（要望内容）

- ・初生小学校に隣接する三方原防風林跡地（8号防風林）については、PFI等の官民連携手法等も含め災害対策応急仮設住宅用地、防災公園及びスポーツ広場用地等として早急に整備すること。
- ・浜松工業高校前交差点（三方原町）から北方面約4.5km（三幸町付近）の三方原防風林（1号防風林及び6号防風林）を地区浸水対策の貯留施設、災害対策応急仮設住宅用地、防災公園、スポーツ広場用地等としての利活用を視野に入れ、PFI等の官民連携手法等も含め、基本構想及び基本計画等を策定し、整備すること。

（回答）

三方原防風林は、南北全長約5kmに渡り松等の木が植えられていた土地であり、沿線には小学校や高校、住宅などが建ち並び、これまで散歩道としても親しまれてきました。しかしながら、松くい虫の被害等による松枯れにより維持が難しく、多くを伐倒してきました。また、国から市へ防風林が譲与された1970年代とは周辺状況も大きく変化し、防風林としての役割を終えていることから、関東農政局と協議を進めてきた結果、2024（令和6）年11月に防風林の用途廃止が認めされました。

市では跡地の利活用につきまして、2023（令和5）年度に、初生町の地元自治会や学校関係者を中心に、跡地の利活用に関するワークショップを2回開催し、様々な意見を伺ってまいりました。2024（令和6）年度末からは府内関係課で検討体制を設け、防風林に関する情報共有と利活用策の検討を始めております。防風林は場所により伐倒状況が異なっており、周辺環境も様々ですが、三方原防風林跡地については、強固な地盤の三方原台地上であることや市域全体の位置関係に鑑みますと、災害時の活用や公園、スポーツ広場としての利活用など、要望内容も踏まえ、検討を進めてまいります。



令和7年4月21日

中央区協議会（中地域分科会）
会長 鈴木 義明 様

三方原地区コミュニティ協議会
会長 鈴木 登志郎

浜松市所有の三方原防風林の活用について（要望）

三方原地区は、戦後の食糧増産計画のもと、主に旧陸軍の飛行場や爆撃場として利用されていた荒廃地が緊急開拓事業の計画対象となり、この緊急開拓事業と併せて整備された幹線道路は「満州道路」と呼ばれ、現在は都市計画道路「中ノ町都田線」として整備され、この都市計画道路西側沿線上には戦後の開拓者によって遠州のからつ風から農作物を防ぐために植えられた三方原防風林があります。しかし、三方原防風林は「マツノザイセンチュウ」による松枯れ被害が甚だしく、非常に残念ではありますが、その多くが伐倒されました。

また、三方原地区には昭和36年から昭和44年に国営三方原農業水利事業により造成された農業用各幹線排水路がありますが、今や、農業排水機能のみならず、生活雑排水や道路側溝からの排水等の都市下水路としての、重要な機能も担っています。しかし、農業用幹線排水路は、あくまで農業用として整備されたため排水能力は既に限界に達しており、近年の異常気象により越水による浸水被害が拡大し、地域住民の生活・企業活動・農業活動等に大きな支障を及ぼしています。

つきましては、浜松市所有の三方原防風林は昨年11月に用途廃止となり、この貴重な財産である三方原防風林跡地を、市民や地域住民の声を聴きながら有効に利活用するよう下記のとおり要望します。

記

- 1 初生小学校に隣接する三方原防風林跡地（8号防風林）については、PFI等の官民連携手法等も含め災害対策応急仮設住宅用地・防災公園・スポーツ広場用地等として早急に整備すること。
- 2 浜松工業高校前交差点（三方原町）から北方面約4.5km（三幸町付近）の三方原防風林（1号防風林・6号防風林）を地区浸水対策の貯留施設・災害対策応急仮設住宅用地・防災公園・スポーツ広場用地等としての利活用を視野に入れ、PFI等の官民連携手法等も含め、基本構想・基本計画等を策定し、整備すること。



三方原防風林所有者位置図

資料作成:齊藤和志





三方原防風林

令和7年4月15日撮影

「1号防風林」（南北）

①



「6号防風林」（東西）

②





「8号防風林」（南北）

③



